

第25期 第8回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和6年2月13日（火）13時30分から14時30分

2 開催場所 大津市役所新館7階大会議室

3 出席委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（1名）農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画について

報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第37号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

報告第38号 令和5年度大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会について
(開催報告)

報告第39号 農地利用最適化推進委員の欠員について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9 議事概要

事務局長 それでは、第25期第8回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、再度ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、議席番号順、本日は議先番号8番音野茂委員に先唱いただきます。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 どうもありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制です。本日は北部選出の副会長、村田省三委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

副委員 それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。
本日は全委員に出席いただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 <会長挨拶>

副会長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき本日の議事録署名人を指名いたします。

16番 石津 正嗣 委員

17番 上坂 雅彦 委員

よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の北比良につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員

本件は1月21日に譲受人、代理人、推進委員、そして私で立会いをいたしました。譲渡人は高齢のために本農地の売却を考えておられ、譲受人は住居兼店舗の隣接地であることから購入しようとしております。譲受人は、この土地のすぐ隣でマリンスポーツ施設を運営されており、この土地はそこでバーベキューに使う野菜作りを計画されています。この譲受人はこれまでも近隣の農家の畑を借りてバーベキュー用の野菜を栽培されており、トラクターと耕運機も所有しておられます。譲受人は先ほど事務局からも説明がありましたが、別件で隣接地の5条申請も提出されておりますが、これは前所有者が転用したものであり、先ほどもご報告しましたとおりバーベキュー用の野菜作りを目的で購入されるもので、今後も営農を続ける意思をお持ちと考えております。

なお、4ページに臨時雇用者2名とあるのは、このマリンスポーツ施設で雇い入れている従業員のことでございます。

以上により、本件は農地の維持にもつながると考えますので、承認いただきたく存じます。以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の和邇今宿につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 以前からも何度か出ている案件でございます。譲渡人の〇〇さんという方は相続された財産を、全て処分したいという意向で、ずっと進めていらっしやって、当該地域の〇〇さんが譲受人ということで自分が取得可能である地域については取得していつているという経緯となっています。ですので、数か月前にも同じような案件もありました、それに続いてということになります。今後についても、もしかしたらまた〇〇さんのほうではほかにも農地を処分される可能性はあるかと思えます。

今回に関しましても同じ今宿、以前買われた部分も今宿で、何ら問題はないと思えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.3の真野四丁目につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

No.3の案件につきましては、写真で分かりますように譲渡人がこの畑の管理ができないので防草シートを敷いて他の周辺の農地に迷惑かからないようにされております。譲受人は、この防草シートを外して畑作、トマト、ナス、自家消費の野菜を栽培したいと言っておられ、何ら問題はないと思えますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、No.4の仰木七丁目につきましては地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 去る1月27日に譲渡人と譲受人両者とともこここの土地改良区の事務局を交えて推進委員と現場確認をさせていただきました。この譲受人ですが、よそでも水稲とか野菜を栽培しておられて、数年前にこここの土地を借りて野菜などを栽培していたこともあるようです。この譲渡人は元学校の先生で、農業はやっておられませんでした。いろんな方がやっておられたのですけれども、この14ページの写真を見てもらったらお分かりのように、ほかの田んぼは真四角ですけど、ここ一番端のへんぴな形をしているため水稲もやりにくいということで畑地として長年利用されていたようです。それと、写真の2、3で分かりますように3mからの土手があるので草刈りもできないと、ずっと放置状態でした。それも踏まえて譲受人さんは承知されて全部一旦草刈りをしてから土地改良区、また中山間の〇〇に迷惑かからないように営農させてもらいますということで、16ページに書かれているとおり復元して田として耕作されるのも見続けていきたいと思えますので、この3条の申請に関しては何ら問題ないかと思えますので、どうぞご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.5の千野三丁目につきましては地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 今の案件で既に事務局のほうから詳しく説明がありましたが、1月30日に推進委員と私と、それと譲受人と、その弟さんと4名で現地立会をいたしました。20ページの写真を見ていただければ分かりますが、ちょうどこの地域は日吉台の振興住宅地に面したところ、千野は15軒ぐらいの小さな集落ですけれども、その中で譲受人と譲渡人の関係はおじとめいという関係で相続により〇〇さんが所有されています。もう当地にはおられず、管理ができないということから、おじさんに管理をしてもらっていました。このおじさんは高齢ですが、今後耕作もされていくことと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、去る1月23日に実施いたしました現地調査は一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況につきましてNo.1からNo.3までご報告をお願いいたします。

委 員 No.1から、写真のとおり整地されていて、そこにトラクター等も置いてあり、多少傾斜をつけて周りの営農に支障がないようにされるということですが、現状、周りの方は耕作という耕作はされておらず、保全管理をしておられるような状況です。一部、田として残される部分については、先ほど案件で出ていたとおりです。雨水についても側溝を用意してきちんと排水されるということですので、問題ないかと思えます。
続いて、No.2、3、これ一括で説明しますと、もう写真のとおりです。木も生えて草も生えてという状況で、河川が非常に近いところにありまして、関係機関等にも確認等を取っておられますので、支障等もないかと思われまので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
No.1の北比良につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 本件も譲受人と代理人、そして今説明がありました一日立会委員、推進委員、事務局の2名、そして私で立会いをいたしました。本件は高齢で農地を維持できなくなった譲渡人がマリンスポーツ施設を経営しておられる〇〇さんに売却しようとしているものでございます。この〇〇の経営者は、先ほどご審議いただいた3条申請と同じ〇〇さんですが、本申請は法人で提出されております。

本申請地は譲受人のすぐ裏手にありまして、今説明ありましたけど、これまでもボート置場として借り入れて使用されており、事務局からも説明があったように34年前に当時の水泳場の経営者に貸与するために無申請で盛土が行われ今日までそのまま使用されてきたものでございます。土地の利用状況

は34年前とほぼ同じであり、今日まで近隣農家から苦情等が出ていないものの、この申請を機に先ほど一日立会委員からご説明がありましたように周囲の法面を安定勾配で固め、さらに雨水を集める勾配も設け、U字側溝と浸透枡を新たに設置し川へ流す計画をされており、周辺農地にはこれまでどおり影響はないというように考えます。周辺農家にも説明はなされており、特に意見も出ていないことから、本件を認めてくださいますようお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の大石富川町、No.3の大石富川一丁目につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

2番、3番、一括して説明いたします。

議案第30号の2、大石富川町の申請の件ですけれども、この申請は前年から続けて申請されているところの隣の土地で、今回申請されている〇〇さん、譲受人の方が、以前より管理されていた土地になります。一部は農地に面していますが、実質土を入れてもう家が建ってあるような現状で、もう周りも農地はないと言ってもいいような状況のところでは。また、その隣の農地の地目のところも、これから先も農地として使用はしないと持ち主、管理者は言っている、そういう現状です。

そして、先ほどから言われているように、横の信楽川の漁協並びに地元の地元自治会にも今回説明をされ、了承を得られておりますので、問題はないものと思います。

そして、議案第30号3の件も、議案第30号2と同じように申請者が管理をされている土地でして、周りには農地はもうない状況です。また、この土地に関しても漁協、自治会の了承を得られておりますので、今回の申請に関しては問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長

それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

No.1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2 につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.2 は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聞くことに決定いたします。

続きまして、No.3 につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.3 は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聞くことに決定いたします。

続きまして、議案第31号 農用地利用集積計画につきましてを議題といたします。

それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第31号 農用地利用集積計画については原案どおり決定いたします。

それでは続きまして、報告案件です。

報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第37号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上を一括して事務局より報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議 長 ありがとうございます。

ただいまの報告についてご意見、ご質問はありますか。

委員 いつも相続のことで権利が移動する場合、あっせんのことを、前もお聞きしたのですが、今までにあっせんありということがあったのでしょうか。このあっせんをしてくださいというのは農地中間管理機構に出すという意味ですか。このあっせんの意味が分かってないので、教えていただきたいです。

事務局 あっせんのありなしを相続の届出の際に確認はさせていただきまして、ほとんどがあっせん希望なしということで皆さん記載されるのですが、ごく少数ですが、ありとして回答される方もおられることから、事務局のほうでそういうリストを整理している状況でございます。農地中間管理機構にそれを出すとか、そういうわけでは、この件に関してはございません。以上です。

議長 それでは、ほかにご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、その他の報告に移ります。
それでは、事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 それでは、何かご意見、ご質問ありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ないようでしたら、農地系の報告案件は終了いたします。
続きまして、農業振興系の報告案件です。
報告第38号 令和5年度大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会開催報告について、報告第39号 農地利用最適化推進委員の欠員について、一括して事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご質問ございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようですので、事務局からその他の報告をお願いいたします。

 <事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございました。
 全体を通して何かございますか。
 なければ、司会にマイクを渡します。

委 員 以上をもちまして第8回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。
 これにて定例総会は閉会いたします。
 皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（石津 正嗣 委員） 印

委 員（上坂 雅彦 委員） 印